



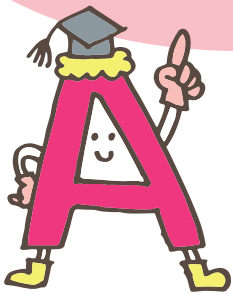
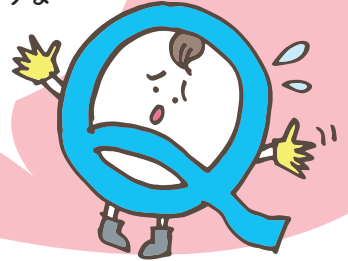
# 未成年者への債権請求 誰に支払い義務がある？

## 相談者の気持ち

債権回収業者から未成年の孫宛てに請求書が届きました。問い合わせると、5年前に救急外来を受診した料金が未納だと言われました。孫の両親は離婚しており、親権者である母親は3年前に家出し行方が分かりません。孫や私に支払いの義務はありますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか



結論からいえば、「孫」や祖父母である「私」に支払いの義務はない、と思います。設問のように「誰に支払義務があるのか？」という問題では、そもそも誰と誰の間の契約なのか、という点を考えるのがコツです。契約関係にあるからこそ、その契約を結んだ当事者に支払義務がある、となるからです。

なお、ここで「契約」というのは、必ずしも契約書を作成してそれに署名・捺印した場合に限られません。口頭だけの契約（約束）もあれば、口頭での明確な約束すらない場合もあります。むしろ、私たちの通常の社会生活では、こうした例のほうが圧倒的に多いでしょう。

さて、孫が医療機関との間で、単独で、救急医療をお願いするという契約をしたのでしょうか。この点を検討するには、まず、受診したという孫の年齢から考えましょう。

現時点で「未成年の孫」ですから、18歳未満ということになります。その孫の5年前の受診ですから、受診時には13歳未満だったこととなります。救急外来ということですから、初診の際に親が同行していなかった可能性はありますね。緊急事態で、親の同意がなく、救急車で医療機関に運ばれた可能性はあります。しかし、13歳未満の孫本人が医療機関と単独で受診の契約を結

ぶ同意能力はないと考えられます（医療行為の同意能力は一般的に15歳程度とされている）。

そこで、明示的かどうかはともかく、親と医療機関との間での「診断と治療」を依頼する契約であったとみるべきです。医療機関も、まさか13歳未満の子ども本人に料金を支払ってもらつつもりで医療行為をしたわけではないことは明らかだと思います。このような次第なので、支払義務があるのは親（親権者）であり、孫や祖父母ではない、という結論になります。

なお、次の2点を補足しておきます。

1つは、未成年者の契約取消権です。判断力が十分でない未成年者が結んだ契約は、親などの法定代理人が取り消すことができます。取り消せば契約がなかったこととなりますので、代金支払い義務は生じません。しかし本稿では、未成年者の契約そのものが成立していない、成立しているのは親との間、という観点から説明しました。そのほうが実態に近いと思うからです。

もう1つは、仮に請求権があるとしても、消滅時効にかかっていないか、という点です。民法166条1項では、債権者が権利を行使できることを知った時から5年経過するか、権利を行使することができる時から10年経過すれば時効が消滅するとしています。契約日と請求を受けた日付を確認してみるのも一考でしょう。